

## 必要な書類

	①被災証明書 (注1)	②被災写真又は被害状況が分かる書きもの	③施設面積確認資料	④見積書 (2社以上)(注2)	⑤修繕不能証明	⑥カタログ(機械・トラック)又は図面(施設)	⑦車検証 写し、資産計上証 拠書類等 (注4)
	村発行		実測、課税台帳等	要望時点は1社で可	メ-カ-等の専門家の証明	カタログは主要諸元、全体写真の部分	
施設の修繕・再建	○	○	○(再建)	○(注3)	○(再建)	○(再建)	
営農施設の補強	○	○	○(再建)	○(注3)	○(再建)	○	
機械の修繕・再取得	○	○		○	○(取得)	○(取得)	
農業用トラックの修繕、再取得	○	○		○	○(取得)	○(取得)	○
施設及び土砂の撤去	○	○		○			

(注1) 罹災証明書で代替できる場合は罹災証明書写しで可。

被災した施設・機械の全てが記載してあれば、1人1枚でよい。

(注2) 事業計画承認前の事前着工の場合は、見積書は1社で可。

見積書は総額だけでなく内訳明細付きのもの。

修繕の場合は修繕のみ見積書となる。

(注3) 施設の再建や補強の場合の見積書は、修繕や原形復旧の見積書と併せて、新たに再建や補強の見積書等が必要(ケースごとに必要な見積書が異なる)。

(注4) 資産計上証拠書類は、固定資産台帳や確定申告における減価償却費の部分など